

名義預金とタンス預金

相続発生時に慌てないために

名古屋税理士会
昭和支部

令和4年12月9日

 税理士法人なでしこ 税理士 笹田 淳

はじめに

相続税がこれからも増税されそうです。
税務署の調査能力も上がっています。



しっかり準備して家を守りましょう。

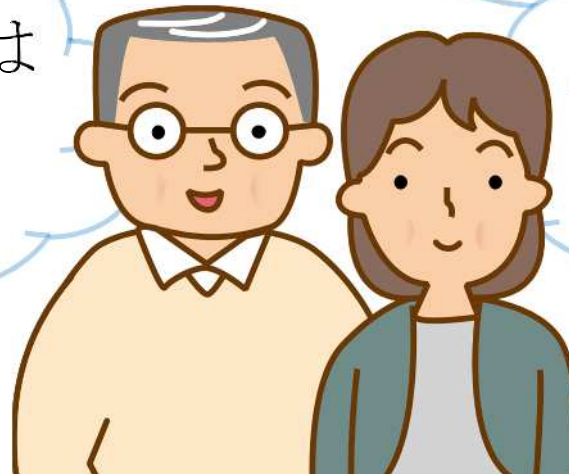
家族名義の預金の誤解

預金を息子や孫の
名義にしているが…

10年も前のことだから
覚えてないし時効だと…

年間110万円までは
贈与税が
非課税だが…

そこまでは税務署は
調べないのでは…



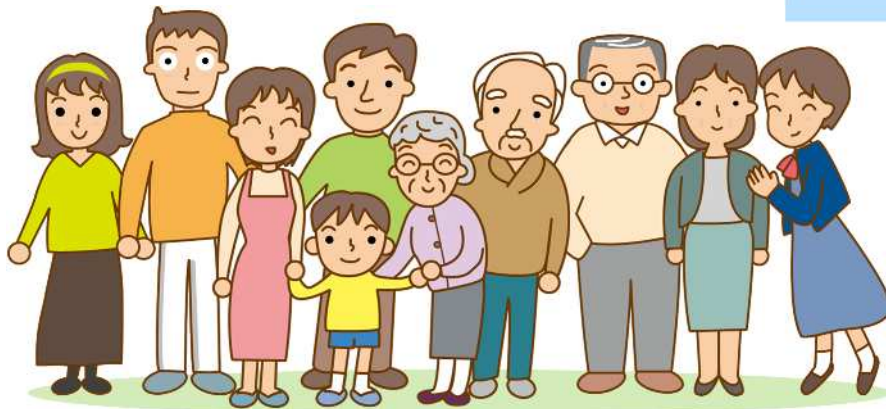
家族名義の預金や過去の贈与が認められず
予期せぬ課税をされることが多い

よくある出来事

各人ごとに
通帳を作って
そこに残そう

いざという時に渡すまで
保管しておこう

家族のために
お金を残したい



期待されても困るから
黙っておこう

名義預金の例

| | | | | | |
|---|----------|--------|-------|------------|----------|
| ● | 0012 | お預り | 2年 | *400,980 | 24-06-30 |
| | 23-06-30 | スーパー定期 | 0.030 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *400,980 | |
| ★ | 0013 | お預り | 3年 | *2,001,920 | 26-07-31 |
| | 23-07-31 | スーパー定期 | 0.040 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *2,402,900 | |
| ▲ | 0014 | お預り | 1年 | *5,000,000 | 24-12-15 |
| | 23-12-25 | スーパー定期 | 0.030 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *7,402,900 | |

預入日付が同じ

よって残高も同じ

本人以外が
預入の
可能性大!

大東 恵 (配偶者)

| | | | | | |
|---|----------|--------|-------|-------------|----------|
| ● | 0012 | お預り | 2年 | *400,980 | 24-06-30 |
| | 22-06-30 | スーパー定期 | 0.030 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *400,980 | |
| | 0013 | お預り | 1年 | *3,000,000 | 23-12-30 |
| | 22-12-30 | スーパー定期 | 0.030 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *3,400,980 | |
| ★ | 0014 | お預り | 3年 | *2,001,920 | 26-07-31 |
| | 23-07-31 | スーパー定期 | 0.040 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *5,402,900 | |
| ▲ | 0015 | お預り | 1年 | *5,000,000 | 24-12-15 |
| | 23-12-25 | スーパー定期 | 0.030 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *10,402,900 | |

大東 道隆 (長男)

| | | | | | |
|---|----------|--------|-------|------------|----------|
| ● | 0012 | お預り | 2年 | *400,980 | 24-06-30 |
| | 22-06-30 | スーパー定期 | 0.030 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *400,980 | |
| ★ | 0013 | お預り | 3年 | *2,001,920 | 26-07-31 |
| | 23-07-31 | スーパー定期 | 0.040 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *2,402,900 | |
| ▲ | 0014 | お預り | 1年 | *5,000,000 | 24-12-15 |
| | 23-12-25 | スーパー定期 | 0.030 | 元利金 | 005 |
| | | 分離 | 1 | *7,402,900 | |

大東 隆司 (孫)

長男は優遇
されていたと
思われる

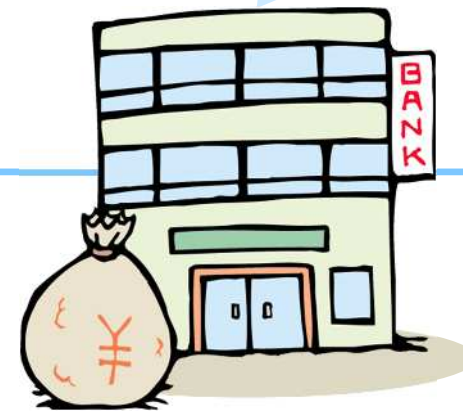


名義預金の要件

■ 家族名義の預金で被相続人の財産とみなされるもの

- その預金を被相続人が
 - 管理している
 - 運用している
 - 印鑑を保管している
 - 名義の家族に伝えていない

お金の出所が被相続人
通帳の名義は参考程度



名義預金の要件 管理

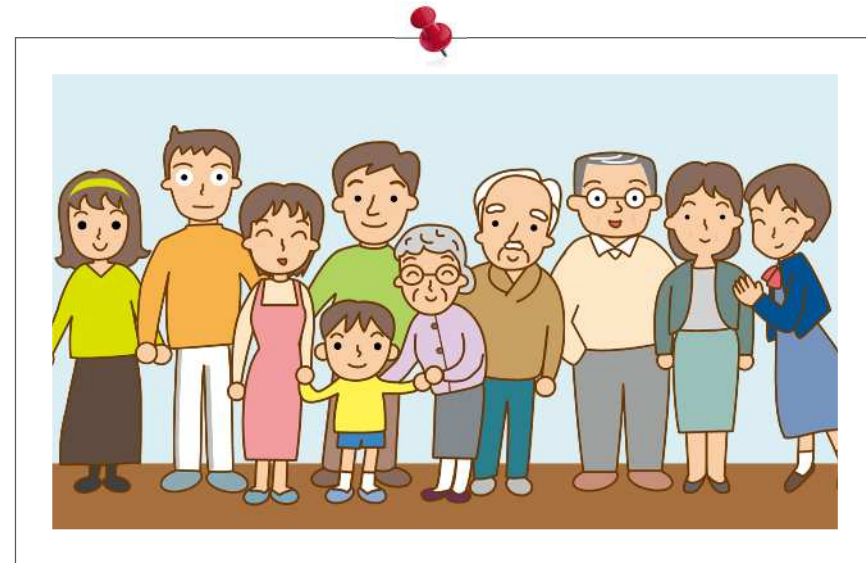
- 家族名義の預金を誰かが管理していること

名義人以外の者が
通帳を保管している

名義人の
手元がない

名義人が
自由に使えない

その預金は誰のもの？
(真の所有者は？)



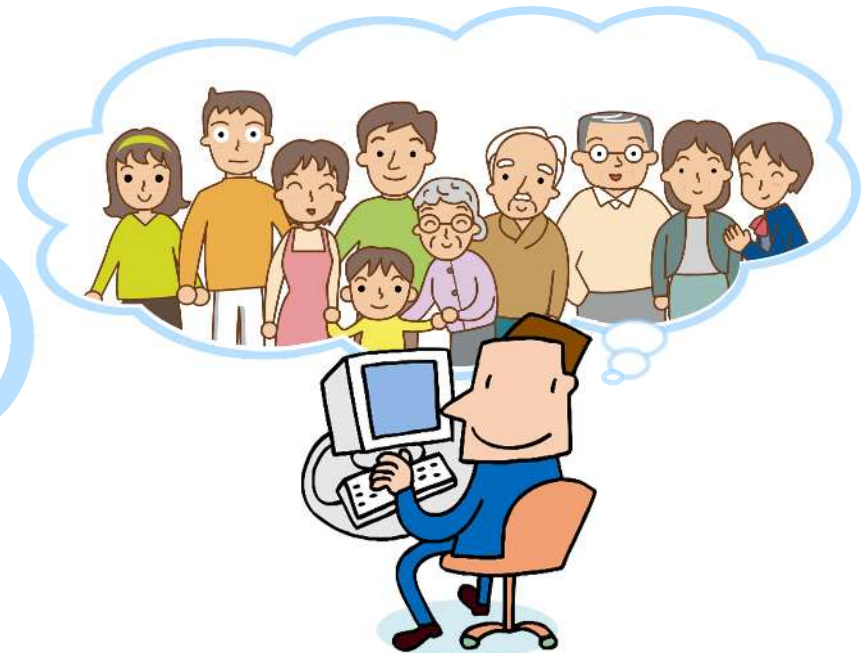
名義預金の要件 運用

- 家族名義の預金を誰かが運用していること

通常は名義人が
投資・運用判断をするはず

名義人が
行けない日時に
取引がある場合は？

名義人が
判断して行っている
とは思えない



その預金は誰のもの？
(真の所有者は？)

名義預金の要件 印鑑

- 家族名義の預金の取引印を誰かが保管していること

通常は名義人が
印鑑を持っているはず

名義人が
印鑑を持っていないと
取引が出来ない

名義人が
自由に使えない



その預金は誰のもの？
(真の所有者は？)

名義預金の要件 伝える

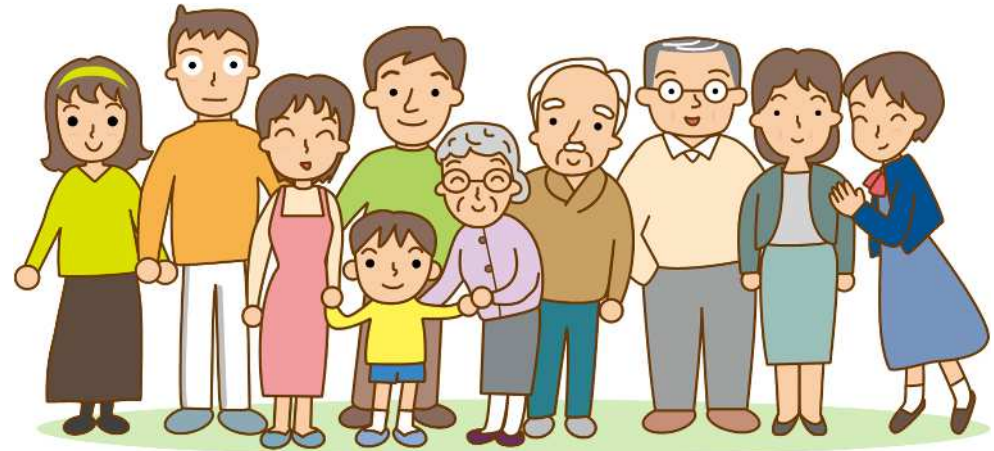
- 現預金を贈与したことを伝えていないこと

贈与はあげた意思と
もらった意思の
合致が必要

伝えられていないと
存在を知らない

名義人が
自由に使えない

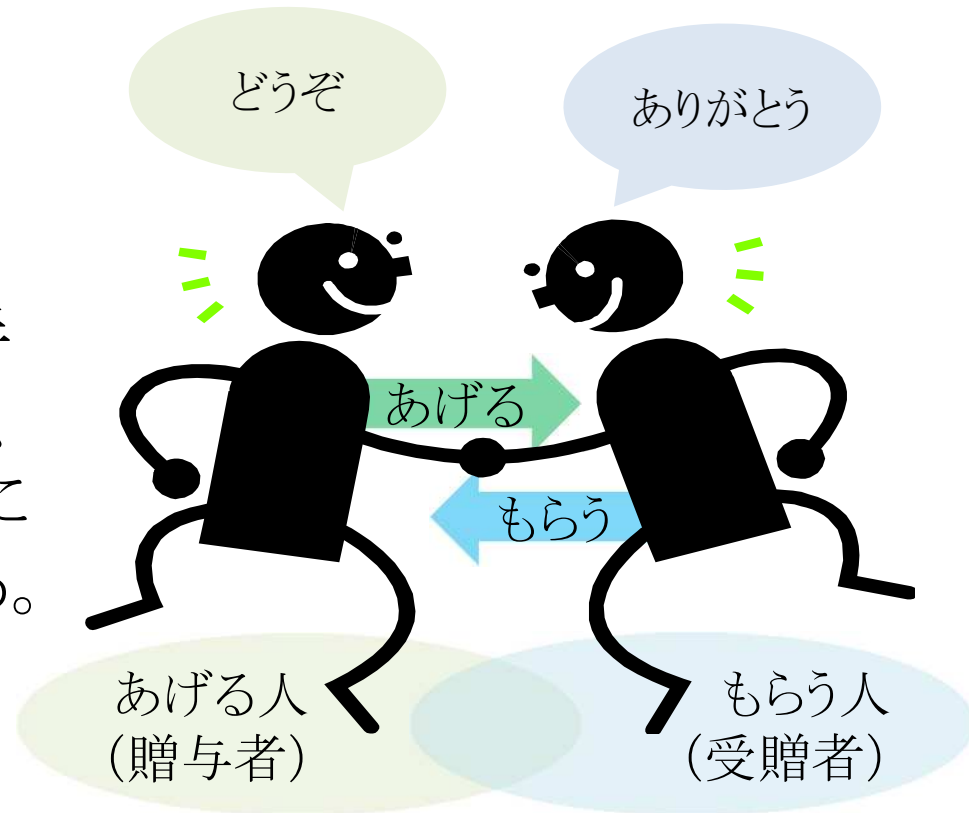
その預金は誰のもの？
(真の所有者は？)



贈与とは

民法第549条

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。



法律上の贈与が成立していない場合

- 贈与がなければ財産の移転は
 - 名義を借りている
 - 仮に貸している
- 贈与したつもりが被相続人の財産として相続税課税がされてしまいます。

せっかくの
贈与が
台無しです。



贈与の証拠となるもの

- 契約書
 - 契約に基づき双方の署名押印
- 領収書
 - もらった意志があるから発行します。
- 贈与税申告書
 - 受贈者がもらった事実に基づいて申告します。
 - 税務署の受付印のある有効な証拠になりえます。



生命保険贈与の注意点

《例》 孫の通帳に110万円を振込み保険に加入する。

- 贈与税の基礎控除額以下のため問題ない？
- 保険加入の決定者は誰か？
- 保険契約者は保険内容を把握しているか？

様々な保険商品がありますが
安易に契約して損をしないように！



よくある節税保険

契約当事者の年齢が高くなると
保険料が上がり、メリットが少なくなります。



そこで、
年齢の低い子や孫を被保険者として契約します。

孫が死亡した場合、祖父母が受取人になります。

不自然な保険であり、メリットはありますか？

よくある節税保険



祖父母から贈与を受けて
孫が年間100万円程度の支払いをする。



祖父母が死亡した場合、契約の継続が困難に！
途中で解約すると元本を割ることが多いです。

元本よりも増加する年数を確認してください。

他にもこんなものが

- 税務調査の際に問題になるものは

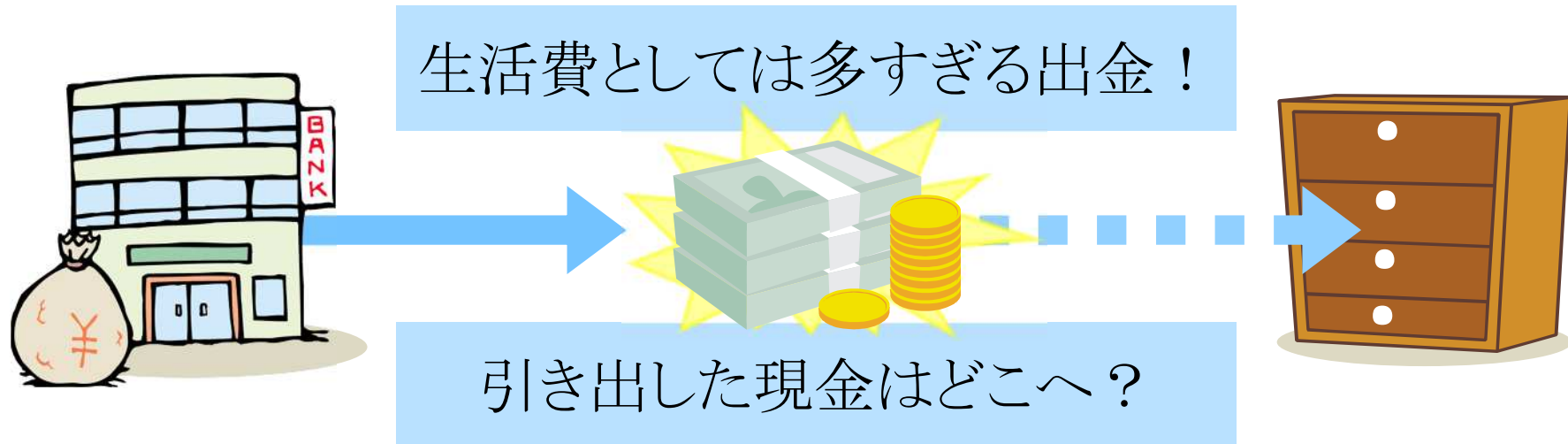


税務署はしっかり調べます！
ほとんどの場合逃げられません！

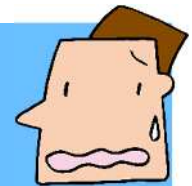


ダンス預金

- 通帳から ・ 毎月定期的に現金を引き出している。
・ たまに大きな現金の出金をしている。



税務署はあたりをつけて現金を探します。



死亡前引出現金

■ 死亡前に金融機関から引出した現金の取扱いは？



- 死亡時に銀行にお金が残っていれば相続税が課税されるから出しておこう！

- 口座が凍結される前にお葬式費用や当座の生活費を出しておかないと大変だ！

死亡日で残高証明書を取得すると、引出後の残高になるので相続財産が減少したように見えます。



死亡前引出現金

- 税務署は死亡前数か月の通帳を確認します。
 - 死亡前の多額の引出しは **要注意!**

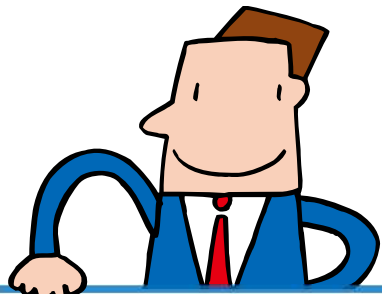
1. 理由がなければ現金はどこかにある。
2. 引出した現金が計上する必要がある。
3. 計上していなければ課税する。



税務署は通帳の写しを検討し課税します。



相続税調査の実際

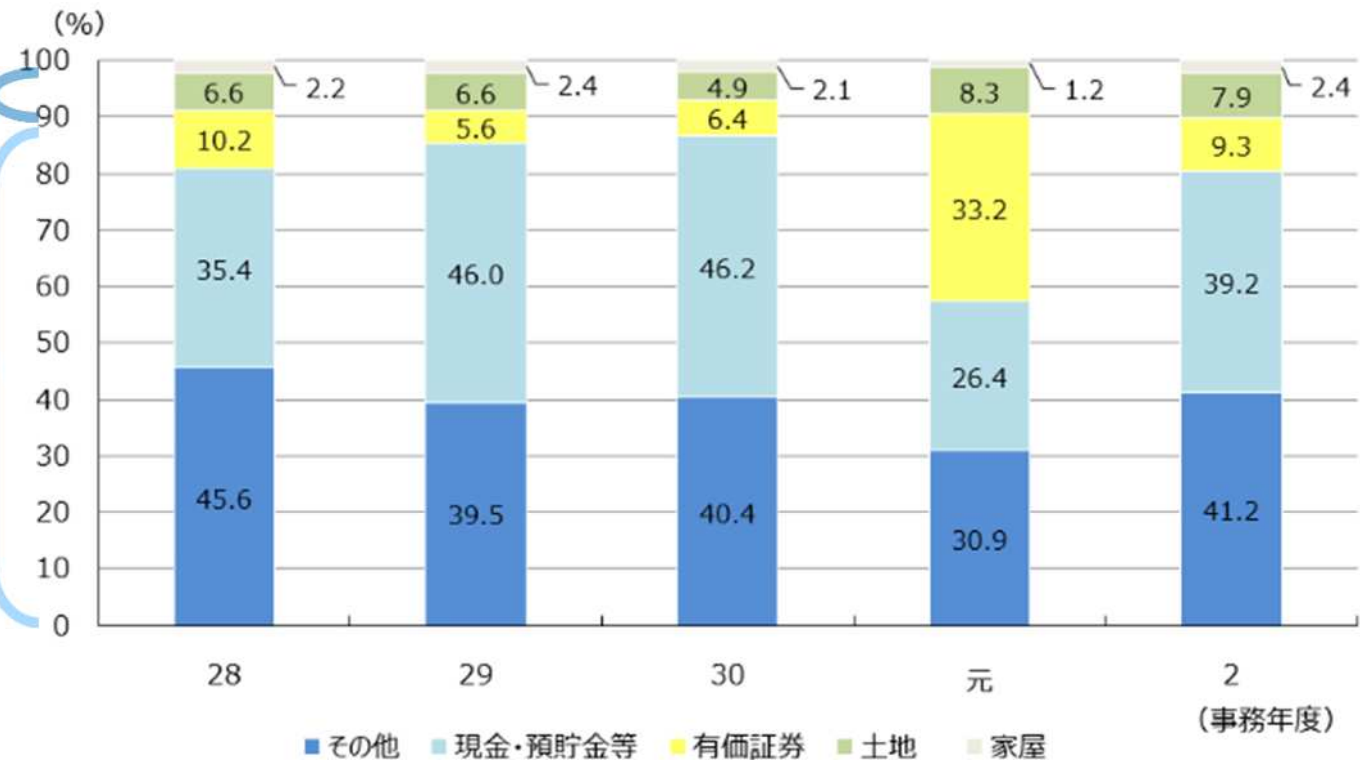


名義財産が
多く含まれる

不動産は
意外と少ない


現預金・株・
保険が大部分
を占める

申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
～ 国税庁ホームページより ～



税務調査の開始

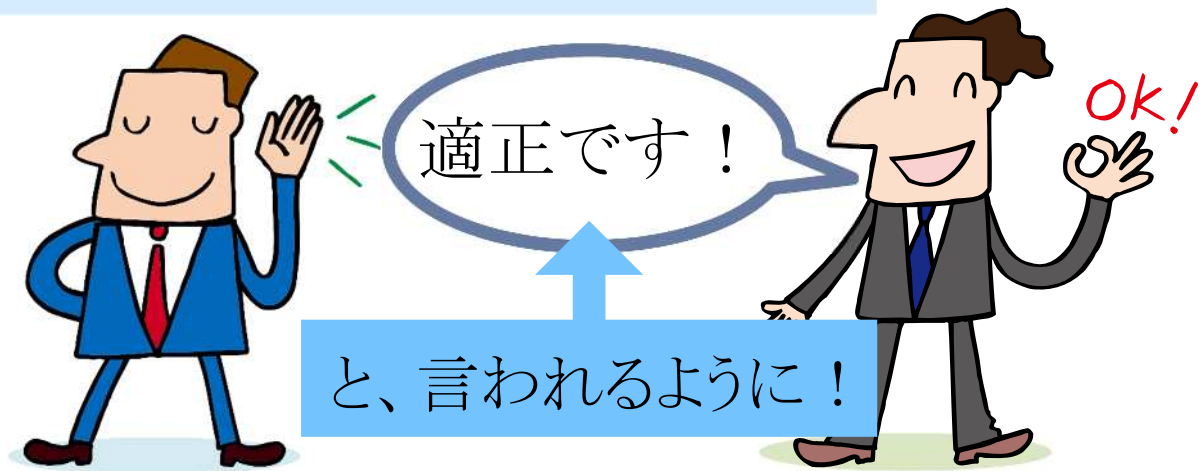
- 相続税の実地調査割合は約23%
- 実地調査の約1週間前に連絡がある。
- 調査は申告期限(死亡後10ヶ月)から約2年以内にあることが多い。



税務署です

税務調査の実施

- 実地調査の際にはほぼ現状を把握してくる。
- 被相続人はもちろん、相続人とその家族の残高を確認し場合によって、通帳の写しも取得済み。
- 調査官の指摘に対して反論できるか。
(被相続人の財産ではない証明)



箇条書きタイプの例

■ 財産の種類と家族の関係を見やすくしたもの

- ・被相続人 大阪 一 令和2年6月15日死亡
- ・平成2年6月15日契約農協生命共済の帰属
契約者 恵 保険料800万円 返戻金700万円
- ・平成15年9月15日購入南海電気鉄道株の帰属
名義人 道隆 株数6,160株 評価額1,542万円
- ・平成16年8月10日購入全日空株の帰属
名義人 和葉 株数10,000株 評価額256万円



名義預金の課税

- 被相続人の相続財産として課税

税務調査で指摘された場合

重加算税の対象となる
本税に対して35%の罰金

配偶者控除が適用できない
相続税法上最も大きな優遇制度

脱税行為の認定  仮そう隠蔽の認定

名義預金の影響

■ 前提条件



- 土地建物及び現預金 -----> 3億円
- 課税対象の名義預金 -----> 5,000万円
- 被相続人 -----> 大阪 一
- 相続人3名 -----> 大阪 恵・道隆・和葉

| 名義預金 | 相続税 確定申告税額 | 相続税 修正申告税額 | 相続税罰科金 重加算税延滞税 | 合計納付税額 |
|------|---------------|---------------|-------------------------|---------|
| 申告 | 3,735万円 | | | 3,735万円 |
| 無申告 | 2,860万円 | 1,273万円 | 重加算税 445万円 延滞税 100万円 | 4,678万円 |

名義預金による税額

- 名義預金5,000万円を申告した場合と
当初は無申告で調査により指摘された場合

その差、
約1,000万円！

名義預金の解消方法

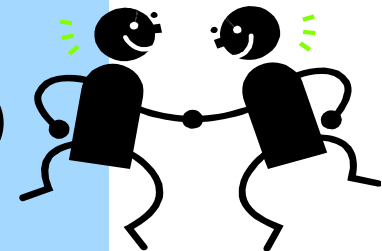
全てを解約し、再度民法の要件を満たした贈与をする。



お金を必ず動かすこと！



実際に渡すこと！（印鑑、通帳も）



証拠を残すこと！
(贈与税申告や領収書、確定日付のある契約書)



相続発生に向けての対策

現状の把握が一番

相談は税理士等の専門家に

けっして税務署には相談しないこと



自白と同じです！